



広労発基 0629 第 4 号
平成 29 年 6 月 29 日

広島県労働基準協会会長 殿

広島労働局長



最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援事業等の周知について
(協力依頼)

労働基準行政及び職業安定行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 3 月 28 日の働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」において、「最低賃金については、年率 3% 程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円となることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」とされるとともに、「賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む」とされたところです。

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、平成 29 年度においては、最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援を行っています。

つきましては、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。ご多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

